## 審查基準 · 標準処理期間整理票

処分の内容		介護予	介護予防サービス計画費の支給					
根拠法令及び条項		介護保障	介護保険法第58条第1項					
審査基準	■有(第3条第1項に該当する場合を含む。)							
	□無(根拠	□無(根拠:第3条第2項第 号に該当)						
	公表 ■する □しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)							
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)							
	  審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がな							
	V'o							
	別紙のとおり							
					T			
審 査 基 準 設定年月日		平成12年	4月1日	審 査 基 準 最終変更年月日	平成年	月 日		
標準処理期間		■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)						
		期間(請求のあった日の翌日から起算して90日以内)						
		□無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)						
標準処理期間 設定年月日		平成年	月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年	月	日	
所管部署			福祉部	ちゃーがんじゅう	5課			
備考								

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要が ない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 【別紙】

(介護予防サービス計画費の支給)

第58条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村の長が指定する者(以下「指定介護予防支援事業者」という。)から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。